

事 務 連 絡  
令和3年7月 21日

各 

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

医療従事者等向け優先接種等における接種券付き予診票の取扱いの終了  
及びV-SYSへの接種実績の登録等について

医療従事者等向け優先接種及び高齢者施設等従事者向け優先接種の一部等におきましては、ワクチン接種円滑化システム（以下「V-SYS」という。）による接種券付き予診票を用いて接種が行われておりますが、多くの都道府県で医療従事者等向け優先接種の完了が報告されていること、及びこれらの接種記録の迅速な把握の観点から、下記のような取り扱いといたします。本事務連絡の内容について、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれましては、医療従事者等への接種を実施する接種施設に周知いただくとともに、都道府県におかれましては、関係団体にご連絡いただくようお願いいたします。

記

1 V-SYS を用いた接種券付き予診票の発行については、各市町村における接種券の送付が進んでいること及びワクチン接種記録システム（以下「VRS」という。）による各市町村の迅速な医療従事者等向け優先接種に係る接種記録の把握に資することに鑑み、以下に掲げる日から順次、接種券による接種に切り替えるようお願いいたします。

なお、その際に接種券の発行がなされていない者であって優先接種が必要な者への接種につきましては、迅速な接種及びVRSによる迅速な記録把握の観点から、接種券なしで優先接種を行いつつ、後日接種券が発行された後に持参いただく等の取り扱いの工夫をお願い申し上げます。

- ・医療従事者等向け優先接種：各都道府県について、全国知事会のホームページで医療従事者等向け優先接種が完了と公表された日（本事務連絡の発出日において既に完了を公表済みの都道府県にあつては、本事務連絡の発出日）
- ・高齢者施設等従事者向け優先接種：7月30日

※ V-SYS の接種券付き予診票の発行機能については、全都道府県において医療従事者等向け優先接種の完了が公表された後、一定期間を空け終了する予定です。

※ 上記日以後も既に印刷済みの接種券付き予診票を用いることは差し支えございませんが、迅速な接種記録把握の観点から、業務に支障のない範囲で接種券への切り替えを順次お願いいたします。

2 現在、V-SYS により集計・公表している医療従事者等の接種実績につきましては、医療従事者等の接種が接種券による接種に順次移行することから、以下に掲げる日までの実績を集計・公表することといたします。

これに伴い、以下に掲げる日以降の医療従事者等の接種実績につきましては、VRS への接種記録の登録を確実にを行う場合は、接種施設の事務負担軽減の観点から、V-SYS への医療従事者及び高齢者施設等従事者等の接種実績の登録は不要といたします。

- ・医療従事者等向け優先接種：全国知事会のホームページで完了済みと公表されている都道府県について、当該公表の日まで（本事務連絡の発出日において既に完了を公表済みの都道府県にあっては、本事務連絡の発出日まで）
- ・高齢者施設等従事者向け優先接種：7月30日まで

以上